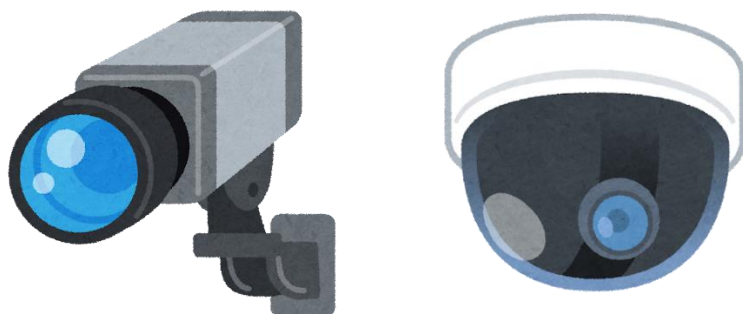


龍ヶ崎市 防犯カメラ等設置事業補助金制度 に関する手引き



龍ヶ崎市は、安全で安心なまちづくりを推進するため地域の自主防犯活動の補完を目的とする街頭防犯カメラ等の設置を支援します。

令和6年4月
龍ヶ崎市役所 総務部 防災安全課

目 次

第1章 防犯カメラ等設置事業補助金制度の概要	1
1 補助制度の趣旨	1
2 補助対象団体	1
3 補助の要件	1
別表（防犯カメラ等の設置及び管理運用等に関する基準）	2
4 補助対象経費と制限	3
5 補助金額	3
第2章 防犯カメラ等設置事業補助金申請の流れ	4
1 防犯カメラ等設置事業補助金制度の図解	4
2 その他留意事項	8
3 問い合わせ・申請書類提出先	8
第3章 申請様式（記入例）	9
第4章 よくある質問・Q&A	31
第5章 補足事項	34

第1章 防犯カメラ等設置事業補助金制度の概要

1 補助制度の趣旨

龍ヶ崎市では、安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動の補完として新たに防犯カメラ等を設置する地域団体に対し、その設置費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象団体

補助の対象となる地域団体とは、龍ヶ崎市内の住民自治組織(区、自治会、町内会等)、商店会その他これらに準ずる団体(一定の地域の住民により構成されているもの)をいいます。

3 補助の要件

- (1) 防犯パトロール、防犯に関する研修の開催等の自主防犯活動を継続的に行った実績がある、又は今後継続的に行うことが見込まれる団体。
- (2) 防犯カメラ等の設置及び管理運用等に関し、別表の基準を遵守できる団体。
- (3) 防犯カメラ等の設置を、補助金の交付の申請を行った年度内に着手し、かつ、完了できる団体。
- (4) 防犯カメラ等の設置について、他の法令等により、国、県又は市から補助金の交付を受けていない団体。
(※地域コミュニティ協議会活動に係る補助は、その限りではない。)

別表（防犯カメラ等の設置及び管理運用等に関する基準）

団体の責務に関すること	防犯カメラ等の設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
防犯カメラ等の設置に関すること	<p>(1) 防犯カメラ等の撮影範囲は、公共の場所又は撮影区域の2分の1以上の面積が公道（不特定多数の車や人が通行する私道を含む。）であり、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。</p> <p>(2) 防犯カメラ等を設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。</p> <p>(3) 防犯カメラ等の設置や設置場所について、説明会等の開催により設置する地域や周辺住民の合意を得ていること。</p> <p>(4) 防犯カメラ等を設置している旨及び地域団体名を防犯カメラ等の取付け位置等に表示すること。</p> <p>(5) 防犯カメラ等の稼働時間は、24時間とすること。</p> <p>(6) 犯罪の抑止、未然防止及び早期解決に効果的な設置に努めること。</p>
防犯カメラ等の管理に関すること	<p>(1) 防犯カメラ等の管理責任者及び操作責任者を選任すること。</p> <p>(2) 定期的に点検する等により、防犯カメラ等の適正な維持管理を行うこと。</p>
画像等の管理に関すること	<p>(1) 画像は加工することなく、撮影時のままで保管すること。</p> <p>(2) 設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製しないこと。</p> <p>(3) 画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 画像データは、原則14日間保存し、かつ、保存期間の満了した画像データは、上書きを自動的に行うものとし、記録媒体を廃棄する場合は、破碎等を確実にすること。</p> <p>(5) 法令等に基づく場合を除き、画像データの利用又は提供をしないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 捜査機関から犯罪捜査の目的のため、文書により提供を求められたとき。</p> <p>イ 画像から識別できる特定の個人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため緊急で必要があると認められるとき。</p> <p>(6) 管理責任者は、防犯カメラ等の設置及び管理運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切に措置を講ずること。</p>

4 補助対象経費と制限

- (1) 防犯カメラ等の購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラ等の設置を表示する表示板等の購入費
- (3) その他市長が特に必要があると認める経費

※ただし、以下の費用は、補助金の対象とはなりません。

- (1) 既存設備の撤去又は移設に係る費用
- (2) 土地の造成に係る費用
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
- (4) 防犯カメラ等の維持管理に要する費用

5 補助金額

補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満は切捨て)で、防犯カメラ等1台につき20万円を上限とします。

補助金の交付は、1つの地域団体当たり防犯カメラ等3台までを限度とします。

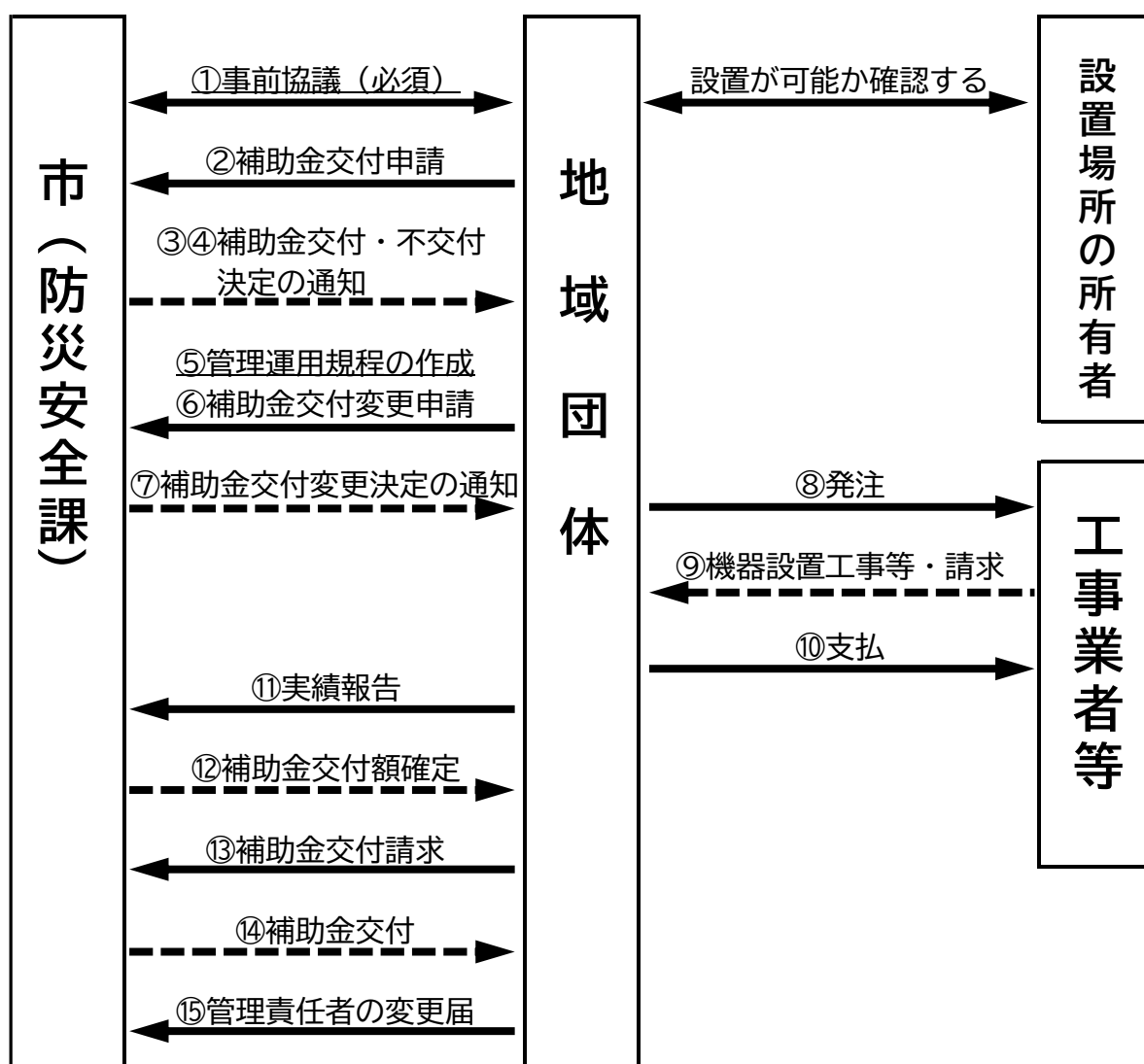
また、前の補助金交付から3年を経過したときは、再度申請ができます。

第2章 防犯カメラ等設置事業補助金申請の流れ

防犯カメラ等設置補助金申請を行う場合の流れを以下にご説明しますが、防犯カメラ等の設置を検討する場合、まずは防災安全課へご相談ください。

注)「防犯カメラ等設置補助金」に関するご相談・申請の受付は防災安全課となっております。各地区出張所等では対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

1 防犯カメラ等設置事業補助金制度の図解



① 防災安全課への事前協議（必須）

補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者は、「補助金交付申請書」を提出する前に、まずは防災安全課へお問い合わせください。

主に以下の項目について事前協議をさせていただきます。

ア どのような防犯カメラを購入するのか(防犯カメラ等の仕様や価格等)

イ どこに設置したいのか(場所や台数、専用柱か等)

ウ 地域住民の合意(承諾)はあるか(設置の目的・必要性等)

エ 防犯カメラ等の管理運用規程作成の説明

オ 調整が必要な関係機関はあるか(警察・東京電力・施設管理者等)

② 交付申請【地域団体⇒防災安全課】

防犯カメラ等の設置台数に応じ、「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書」に必要書類を添付してご提出ください。

※事前協議を行っていないときは、補助金の交付の申請はできません。

必要書類

- 防犯カメラ等設置事業計画書
- 地域団体の規約等
- 地域団体の役員名簿
- 地域団体の活動の範囲を示す資料
- 防犯パトロール、防犯に関する研修の開催等の自主防犯活動を継続的に行った実績、又は今後継続的に行うことが見込まれることが確認できる資料
- 防犯カメラ等の設置予定図及び概ねの撮影範囲が分かる写真
- 防犯カメラ等の設置費の見積書の写し
- 防犯カメラ等の仕様書（カタログ等）
- その他市長が必要であると認める書類

【申請様式】

- ・龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書(P.9様式第1号)
- ・防犯カメラ等設置事業計画書(P.11 様式第2号)
- ・地域団体の活動範囲を示す資料(P.12～13 参考様式第1号)
- ・防犯パトロール、防犯に関する研修の開催等の自主防犯活動を継続的に行った実績、又は今後継続的に行うことが見込まれることが確認できる資料(P.14参考様式第2号)
- ・防犯カメラ等の設置予定図及び概ねの撮影範囲が分かる写真(P.15参考様式第3号)
- ・その他市長が必要であると認める書類
- ・防犯カメラ等設置説明会報告書(P.16参考様式第4号)
- ・防犯カメラ等の設置に伴う土地使用同意書(P.17参考様式第5号)

③④ 交付決定・不交付決定の通知【防災安全課⇒地域団体】

交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付決定通知書」により、補助金の交付ができない場合には、「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金不交付決定通知書」により通知します。

【参考資料】

- ・龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付決定通知書(P.18様式第3号)
- ・龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金不交付決定通知書(P.19様式第4号)

⑤ 管理運用規程の作成【地域団体】

補助金交付の決定を受けたら設置工事が完了するまでの間に、次の事項を定めた防犯カメラ等管理運用規程を定めてください。

- ア 防犯カメラ等の設置目的
- イ 防犯カメラ等の設置者及び管理責任者
- ウ 防犯カメラ等の設置場所及び設置台数
- エ 防犯カメラ等の取扱者の制限
- オ 撮影した画像の保存方法、保存期間及び消去方法
- カ 撮影した画像の利用及び提供の制限
- キ 苦情処理に関する事項

【参考資料】

- 〇〇自治会防犯カメラ等管理運用規程【作成例】
(P.20～23参考様式第6号)

⑥ 変更申請【地域団体⇒防災安全課】

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第7条の申請内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付変更申請書」に必要書類を添付してご提出ください。

【申請様式】

- 龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付変更申請書(P.24様式第5号)

⑦ 交付変更決定の通知【防災安全課⇒地域団体】

変更申請書の内容を審査し、申請内容の変更を決定した場合は「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付変更決定通知書」により通知します。

【申請様式】

- 龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付変更決定通知書(P.25様式第6号)

⑧⑨⑩ 防犯カメラ等の設置【地域団体⇒工事業者等】

交付決定後、工事業者へ発注し、防犯カメラ等や防犯カメラを設置しているこ

とを示す看板の設置を行ってください。

⑪ 実績報告【地域団体⇒防災安全課】

防犯カメラ等を設置し、工事代金の支払いが終了したら、交付の決定を受けた年度の3月31日又はその完了の日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までに、「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業完了実績報告書」に必要書類を添付してご提出ください。

必要書類

- 防犯カメラ等の設置後の現況写真
- 防犯カメラ等の設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- 防犯カメラ等の管理運用規程の写し
- その他市長が必要があると認める書類

【申請様式】

- ・龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業完了実績報告書（P.26様式第7号）
- ・その他市長が必要があると認める書類
- ・情報提供同意書(P.27参考様式第7号)

⑫ 交付額確定【防災安全課⇒地域団体】

提出された実績報告書の内容を審査の上、補助金額を確定します。
なお、確定の通知は、「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付額確定通知書」により通知します。

【参考資料】

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付額確定通知書(P.28様式第8号)

⑬ 交付請求【地域団体⇒防災安全課】

「龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書」により、ご請求ください。

【申請様式】

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書（P.29様式第9号）

⑭ 補助金交付【市⇒地域団体】

交付請求後、ご指定の口座に振込みいたします。

⑮ 管理責任者の変更届【地域団体⇒防災安全課】

補助金交付後、管理責任者が変更した場合には、その都度、市長にその旨を届けてください。

【申請様式】

2 その他留意事項

(1) 防犯カメラ等の維持管理

ア 保守点検等

防犯カメラ等の運用に支障をきたさないよう、点検の頻度や点検に係る費用等について確認をして、業者への保守点検の委託等もご検討ください。

必要により、防犯カメラ等の維持管理や自主防犯活動等について書面により報告を求める場合がございます。

イ 事故等の賠償等

防犯カメラ等の落下等により第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任者が問われ、損害賠償を負うこともありますので、防犯カメラ等や専用柱の定期点検のほか、任意保険の加入等もご検討ください。

(2) 補助金の返還

補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求められます。

(3) 関係書類の保存

補助金交付を受けた団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する年度の終了後5年間は保存しなければなりません。

3 問い合わせ・申請書類提出先

龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市役所 3階
総務部 防災安全課 地域安全グループ
電話番号 0297-64-1111(内線491、497)

※ 申請に必要な書類は、当市のホームページからダウンロードできます。
また、防災安全課の窓口でも入手できます。

第3章 申請様式(記入例)

様式第1号(第7条関係)

(申請者が作成する)

〇〇年 〇月〇〇日

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書

龍ヶ崎市 長 様

申請者 所在地 龍ヶ崎市〇〇町1丁目1番地
 地域団体名 〇〇自治会
 代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎
 電話番号 0297-〇〇-1234

〇〇年度龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

設置する場所	龍ヶ崎市 〇〇町1番地 外2箇所	
設置工事施工予定日	着手日	〇〇年 〇月 〇〇日
	完了日	〇〇年 〇月 〇〇日
交付申請額	金	600,000 円
補助対象経費	金	1,200,000 円

添付書類等

書類等	担当課 チェック欄
1 事前協議の有無	
2 防犯カメラ等設置事業計画書	
3 地域団体の規約等	
4 地域団体の役員名簿	
5 地域団体の活動の範囲を示す資料	
6 防犯パトロール、防犯に関する研修の開催等の自主防犯活動を継続的に行った実績、又は今後継続的に行うことが見込まれることが確認できる資料	
7 防犯カメラ等の設置予定図及び概ねの撮影範囲がわかる写真	
8 防犯カメラ等の設置費の見積書の写し	
9 防犯カメラ等の仕様書	
10 その他()	

◎ 交付申請額計算式

※基本のおさらい

補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（1,000円未満は切捨てる）であり、防犯カメラ等1台につき20万円を限度とします。

補助金の交付は、1つの地域団体当たり、防犯カメラ等3台までを限度とします。

～～～ 上記記入例（交付申請額60万円の出し方）の場合 ～～

～

〇〇自治会は、自主防犯パトロールの実績があり、自主防犯活動の補完として、自治会内3箇所に1台ずつ、防犯カメラを設置する計画を立て住民総会において、審議した結果、住民全員の同意を得ることができた。

早速、業者に防犯カメラ等の設置工事について見積を取ったところ、1台当たりの合計額が40万円との回答でした。

この場合の計算方法は、

1台当たりの合計額が40万円であるため、40万円の2分の1は、20万円(交付額の限度は20万円)となります。

〇〇自治会は、3台設置予定なので

20万円×3台は60万円

となります。

防犯カメラ等設置事業計画書

設置する防犯カメラ等の台数	3 基
画像記録装置その他関連機器の種類及び台数	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇製防犯カメラ 3台 ・〇〇製SDカードレコーダー 3台 ・レコーダー収納ボックス 3個 ・ケーブル、取付金具など 各3組 ・防犯カメラ専用ポール 3本
防犯カメラ等を設置する場所	龍ヶ崎市 〇〇町1番地 △△△△方敷地内
上記カメラ等を設置する場所の所有者等の同意又は許可	所有者△△△△から設置場所の使用の同意書を得ている。
防犯カメラ等を設置する場所	龍ヶ崎市 〇〇町10番地 □□□□方敷地内
上記カメラ等を設置する場所の所有者等の同意又は許可	所有者□□□□から設置場所の使用の同意書を得ている。
防犯カメラ等を設置する場所	龍ヶ崎市 〇〇町20番地 ☆☆☆方敷地内
上記カメラ等を設置する場所の所有者等の同意又は許可	所有者☆☆☆から設置場所の使用の同意書を得ている。
防犯カメラ等の稼働予定年月日	〇〇年 〇月〇〇日
備 考	

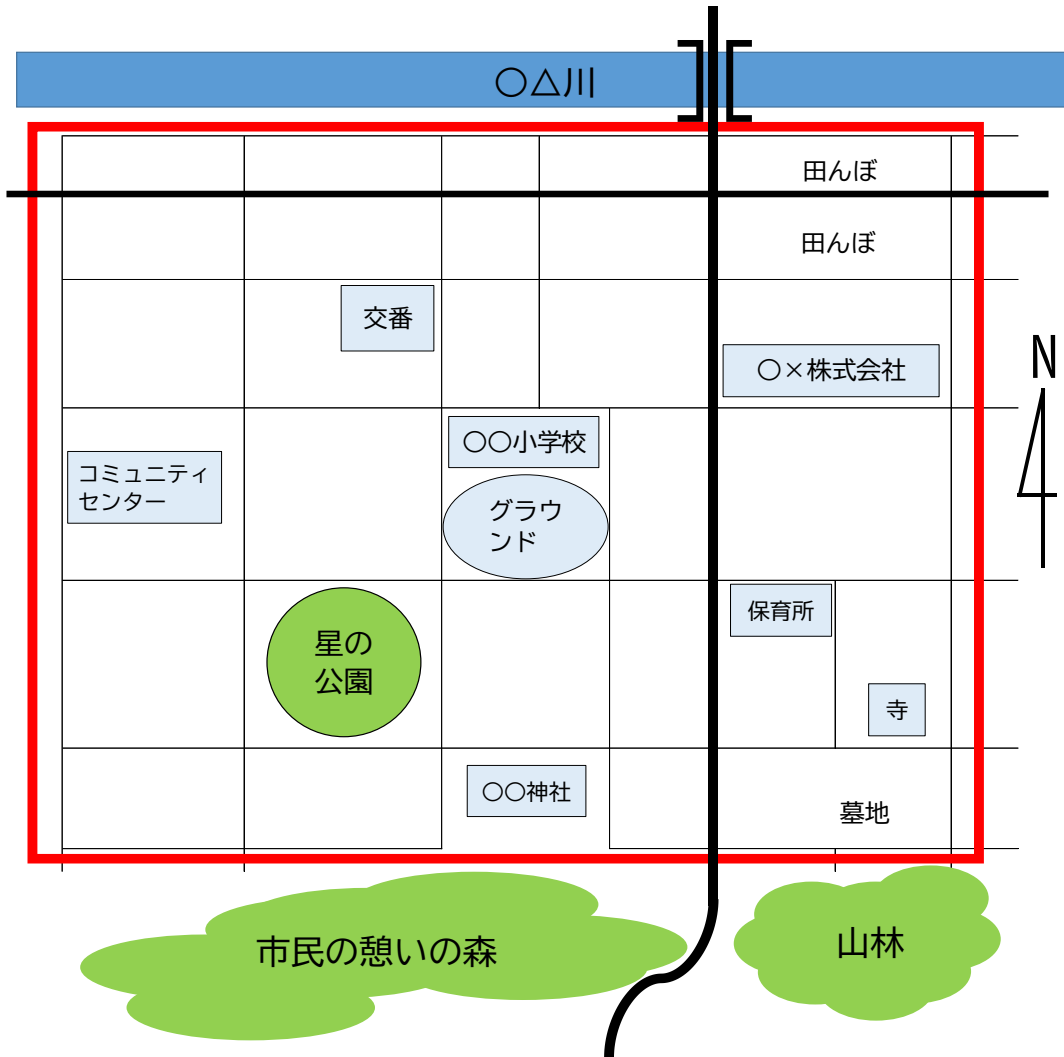
参考様式第1号(地域団体の活動の範囲を示す書類)

防犯パトロール活動範囲 (例)

項目	内容
団体名	〇〇自治会
責任者・副責任者	会長 竜ヶ崎一郎 副会長 佐貫二郎
従事者	〇〇自治会 会員 合計50名
期間・活動範囲	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通年、不定期 ・ 〇月～〇月 ・ 〇月のみ ・ 小学校登下校日など ◆ 活動範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 〇〇自治会全域 (※別添略図参照) ・ 登下校時間帯は、子供の通学路を重点に実施する。
実施要領	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 班編成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1班3～4名編成 ・ パトロール班の中でパトロール班長を選定する。 ◆ 原則として、防犯パトロールは徒歩にて実施する。 ◆ 実施に当たっては、「〇〇防犯パトロール」と記名されたベスト・帽子を身に着ける。(各人に配布済み) ◆ パトロール中、出会った人には積極的に『声掛け・あいさつ』を行う。 ◆ 不審者や不審車両を発見したらメモする。 事件事故を目撃した場合には、直ぐに110番する。 ◆ 無理をせず交通事故防止に気をつける。 ◆ 定期的に(年3回程度)防犯部会を開催する。

※ 活動範囲は、任意の地図上に道路や河川など区域界が判りやすい地形地物で区切り、線で囲ったものとして下さい。

活動範囲図



※凡例

内は、活動範囲（南北に約1km、東西に約1.2km）である。

参考様式第2号(防犯パトロール、防犯に関する研修の開催等の自主防犯活動を継続的に行った実績、又は今後継続的に行うことが見込まれることが確認できる資料)

防犯活動実績・計画報告書

1 団体の概要

名 称	〇〇自治会	
所 在 地	龍ヶ崎市〇〇町1丁目1番地	
設立年月日	平成29年〇月〇〇日	
代表者氏名	竜ヶ崎 一郎	
会 員 数	50名	
活 動 費	総額 (会員会費一人当たり (〇〇〇からの補助金)	〇円 〇円/年間)

2 活動実績

年 度	活 動 実 績	協賛・協力
令和4年度	春の地域安全運動 あいさつ声かけ運動 〇〇自治会夏祭り 住宅防犯診断・警察と合同パトロール 歳末警戒	警察・防犯連絡員協議会 〇〇小学校 警察 警察・防犯連絡員協議会
令和5年度	春の地域安全運動 住宅の防犯診断 あいさつ声かけ運動 〇〇自治会夏祭り 防災訓練 歳末警戒	警察・防犯連絡員協議会 警察 〇〇中学校 〇〇消防署 警察・防犯連絡員協議会

3 活動計画

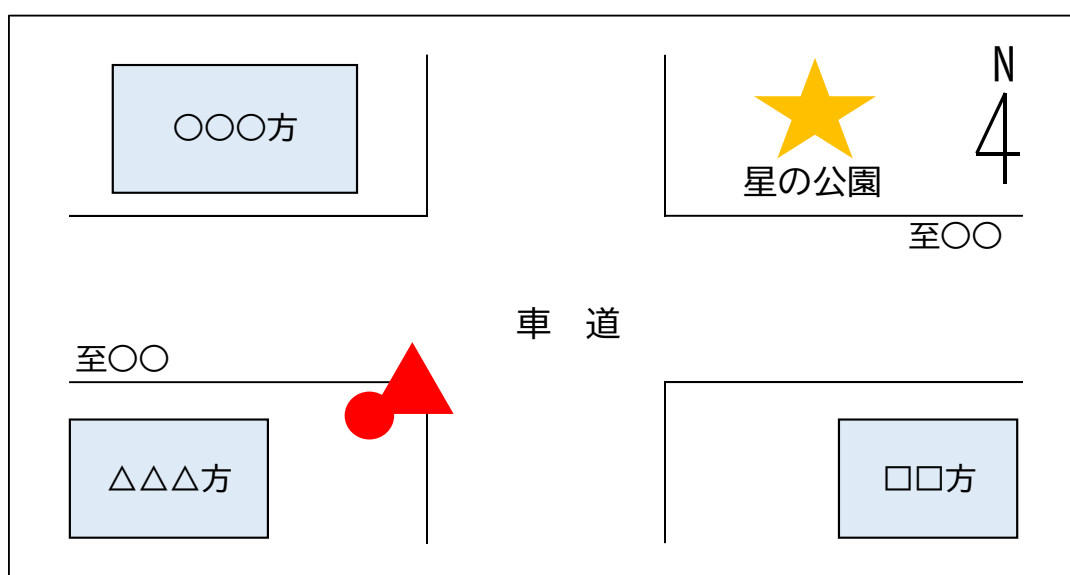
年 度	活 動 実 績	協賛・協力
令和6年度	春の地域安全運動 あいさつ声かけ運動 〇〇自治会夏祭り 防災訓練 住宅防犯診断・警察と合同パトロール 歳末警戒	警察・防犯連絡員協議会 〇〇小学校 警察 警察・防犯連絡員協議会

※総会等会議資料、活動日誌、活動写真など活動内容が分かる資料でも良い。
参考様式第3号(防犯カメラ等の設置予定図及び概ねの撮影範囲が分かる写真)

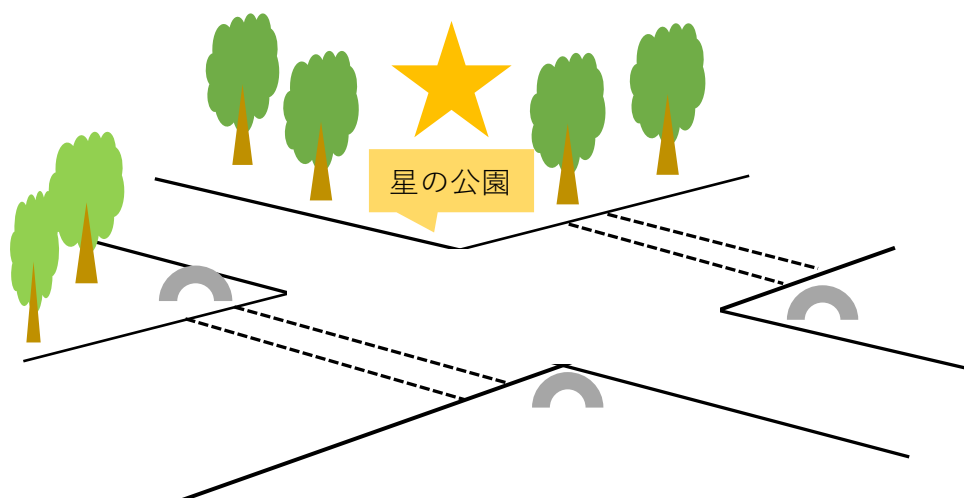
防犯カメラ等の設置予定図及び撮影範囲

1 防犯カメラ等を設置する箇所
龍ヶ崎市〇〇町1番地△△△△方敷地内(専用柱にて設置)

2 図面



3 撮影範囲の写真



※この様式にとらわれず図面と写真は別々でも良い。

その他市長が必要であると認める書類

参考様式第4号

防犯カメラ等設置説明会報告書

- 1 開催日時
〇〇年〇月〇日 午前〇時から午前〇〇時までの間
- 2 開催場所
龍ヶ崎市〇〇町〇番地 〇〇自治会集会所
- 3 出席者
〇〇人（※会則等で定める定数を満たす人数である）
- 4 議決事項
龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付制度による防犯カメラ等の設置につき、可決承認。

(1) 防犯カメラ等を設置する箇所

- ア 龍ヶ崎市〇〇町1番地 △△△△敷地内（専用柱設置）
- イ 龍ヶ崎市〇〇町10番地 □□□□方敷地内（専用柱設置）
- ウ 龍ヶ崎市〇〇町20番地 ☆☆☆方敷地内（専用柱設置）

(2) 設置する防犯カメラ等の台数

3台

この議事録は、事実と相違ないことを証明します。

〇〇年〇月〇〇日

地域団体名	〇〇自治会
代表者住所	龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地〇
代表者名	会長 竜ヶ崎 一郎

その他市長が必要であると認める書類


参考様式第5号

防犯カメラ等の設置に伴う土地使用同意書

〇〇年〇月〇〇日

〇〇自治会長 竜ヶ崎 一郎 様

住所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地〇

氏名 △△ △△ 

私所有の下記の土地に、〇〇自治会が掲示する次の条件により防犯カメラ専用柱を用いて防犯カメラ等を設置することを同意します。

記

土地の所在地 龍ヶ崎市〇〇町1番地 私方敷地内

条件

- 1 土地使用料は、無料とする。
- 2 上記の土地の所有権を他に譲渡するときは、その譲受人に対しこの同意内容を継承すること。

交付決定の場合

様式第3号(第8条関係)

(市が作成する)

龍ヶ崎市指令 ○第 ○号

申請者 所在地 龍ヶ崎市○○町1丁目1番地
地域団体名 ○○自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付決定通知書

○○年 ○月○○日付けで申請のあった龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

○○年 ○月○○日

龍ヶ崎市長



- 1 交付決定額 金 600,000 円
- 2 交付の条件 龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業完了実績報告書（様式第7号）を提出するまでの間に、次に掲げる事項について、地域団体の防犯カメラ等管理運用規程を定めること。
 - (1) 防犯カメラ等の設置目的
 - (2) 防犯カメラ等の設置者及び管理責任者
 - (3) 防犯カメラ等の設置場所及び設置台数
 - (4) 防犯カメラ等の取扱者の制限
 - (5) 撮影した画像の保存方法、保存期間及び消去方法
 - (6) 撮影した画像の利用及び提供の制限
 - (7) 苦情処理に関する事項

不交付決定の場合

様式第4号（第8条関係）

（市が作成する）

龍ヶ崎市指令 ○第 ○号

申請者 所在地 龍ヶ崎市○○町1丁目1番地
地域団体名 ○○自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金不交付決定通知書

○○年 ○月○○日付けで申請のあった龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金の交付について、次のとおり不交付としたので、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

○○年 ○月○○日

龍ヶ崎市長



不交付とした理由

書類を審査したところ、△△△であるため。

参考様式第6号（※実績報告書提出時までには作成してください。）

〇〇自治会防犯カメラ等管理運用規程【作成例】

（目的）

第1条

〇〇自治会における防犯カメラの設置及び管理運用規程を定めた趣旨を説明します。

例：この規程は、〇〇自治会内における犯罪抑止・未然防止及び早期解決を目的として設置する防犯カメラについて、地域住民のプライバシーの保護に配慮した適正な管理及び運用に関する事項を定める。

（定義）

第2条

後の条文において、多数用いる用語や用語の説明が長いものをあらかじめ「〇〇は〇〇をいう」と定義づけておきます。（特に必要無ければ不要です。）

例：この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）防犯カメラ等

不特定の車や人が往来する場所、特に公共空間における街頭犯罪の防止を目的に設置され、継続的に撮影されるカメラであって、画像記録装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。

（2）画像

防犯カメラ等に録画した映像をいう。

（設置場所等）

第3条

設置場所や台数、稼働時間の記述、防犯カメラ等設置場所付近に標識等「防犯カメラ等設置区域であることを明示する内容」を掲示することなどを定めます。

例：（1）設置場所及び設置台数

別紙配置位置図のとおり、〇〇自治会内に〇台の防犯カメラ等を設置する。

※配置位置図には、防犯カメラ等の設置場所、撮影方向を記してください。

（～別紙配置位置図は省略）

(2) 設置表示

防犯カメラの設置場所には「防犯カメラ作動中」の設置標識を掲示する。

(3) 稼働時間

防犯カメラ等の稼働時間は24時間とする。

(設置者)

第4条

防犯カメラ等の設置者を明らかにします。

例：防犯カメラの設置者は〇〇自治会会長とする。

(画像の保存期間及び消去方法等)

第5条

防犯カメラ等の画像データ等の紛失、漏えい等の事態を防止するため、画像の保存期間や消去方法等の必要な事項を定めます。

例：(1) 録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。

(2) 画像の保存期間は、録画の日から起算し14日間保存（1週間以上であれば可）とする。

(3) 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により自動的に行う。

(4) 録画された記録媒体を廃棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。

(管理責任者等)

第6条

防犯カメラ等の運用に際し、適切な管理運用、画像データ等の紛失、漏えい等の事態を防止するため、「管理責任者」の選任やその他必要な事項を定めます。

例：防犯カメラ等の適正な管理及び運用を行うため、管理責任者（以下「管理者」という。）を置くものとする。

(1) 管理責任者は、〇〇〇とする。

- (2) 管理責任者を補佐するため、防犯カメラ等操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置くものとする。
- (3) 操作取扱者は、「管理責任者が指定した者」とする。
- (4) 管理責任者の責務は次のとおりとする。
 - ① 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関する事。
 - ② 操作取扱者に対する指導、監督に関する事。
 - ③ 防犯カメラ等及び画像記録装置の操作は、管理責任者及び操作取扱者以外の操作を禁止する。
 - ④ その他画像等の適正な取扱いに関する事。
- (5) 管理責任者及び防犯カメラ等操作取扱者が変更になった時は、その都度、市長に届出をする。

(画像利用及び提供の制限)

第7条

画像には個人情報が含まれていることから、その管理について遵守する事項を定めます。ただし、やむを得ず第三者に画像の情報提供をする場合について、管理責任者が遵守する事項を定めます。

- (1) 提供する際の要件
法令に基づく照会や個人の生命等の安全を守るためなど
- (2) 画像の閲覧や提供を行う方法の手続きなどについて

例：法令に基づく場合を除き、画像データの利用又は提供をしてはならない。
ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 捜査機関から犯罪捜査目的のため、文書により提供を求められたとき。
- (2) 個人情報画像から識別できる特定の個人の同意があるとき、または本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要であると認められるとき。

(守秘義務)

第8条

画像には個人情報が含まれていることから、その取扱いは慎重にすべきであり、知り得た情報の漏えいをしないことを定めます。

例：画像の内容を知り得た者は、その情報を第三者に漏らしてはならない。

(苦情等への対応)

第9条

防犯カメラ等の設置及び管理運用に関する苦情等に対し、速やかかつ適切に対応する旨を定めます。

例：管理責任者は、防犯カメラ等の設置及び管理運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切に措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

【留意点】

規程の定め方については、犯罪の防止とプライバシーの保護との調和を図るため、防犯カメラ等の適切な管理及び運用を行う際に、配慮すべき最低限の事項をまとめたものです。

交付決定後、変更が生じた場合
様式第5号（第10条関係）

（申請者が作成する）

〇〇年 〇月〇〇日

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付変更申請書

龍ヶ崎市長 様

申請者 所在地 龍ヶ崎市〇〇町1丁目1番地
地域団体名 〇〇自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎
電話番号 0297-〇〇-1234

〇〇年 〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令 第 号で補助金の交付の決定があった龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業について、事業内容の一部を次のとおり変更したいので、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

変更内容	防犯カメラシステムの経費の変更
変更理由	設置する防犯カメラシステムの全体経費が変更となったため ・変更後の交付申請額 450,000 円 (1台あたり150,000円×3)

(添付書類)

補助対象経費の額を変更する場合は、防犯カメラ等設置費の見積書の写し

様式第6号（第10条関係）

（市が作成する）

龍ヶ崎市指令 ○第 ○号

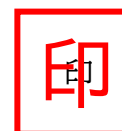
申請者 所在地 龍ヶ崎市○○町1丁目1番地
地域団体名 ○○自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付変更決定通知書

○○年 ○月○○日付けで申請のあった龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付変更申請について、次のとおり決定したので、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

○○年 ○月○○日

龍ヶ崎市長



変更承認内容	防犯カメラシステムの経費の変更に伴い交付額の変更 (交付申請額600,000円から450,000円)
--------	-------------------------------------------------------

様式第7号（第11条関係）

（申請者が作成する）

〇〇年 〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 所在地 龍ヶ崎市〇〇町1丁目1番地
地域団体名 〇〇自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎
電話番号 0297-〇〇-1234

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業完了実績報告書

〇〇年 〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令 〇第 〇号で補助金の交付の決定を受けた龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助金交付決定額	金 450,000 円	
工事施行日	着手日	〇〇年 〇月〇〇日
	完了日	〇〇年 〇月〇〇日

添付書類

- 1 防犯カメラ等の設置後の現況写真
- 2 防犯カメラ等の設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- 3 防犯カメラ等の管理運用規程の写し
- 4 その他（ ）

その他市長が必要であると認める書類

参考様式第7号

〇〇年〇〇月〇〇日

情報提供同意書

龍ヶ崎市長 様

地域団体名 〇〇自治会

代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎

次のとおり、防犯カメラ等設置実態について、市長から竜ヶ崎警察署に対して情報提供することに同意します。

記

- 1 設置場所及び設置数
 - (1) 龍ヶ崎市〇〇町1番地 △△△△敷地内（専用柱設置） 1基
 - (2) 龍ヶ崎市〇〇町10番地 □□□□方敷地内（専用柱設置） 1基
 - (3) 龍ヶ崎市〇〇町20番地 ☆☆☆方敷地内（専用柱設置） 1基

- 2 画像の保存期間
14日間

- 3 設置時期
〇〇年〇月〇〇日から運用開始

- 4 管理責任者
 - (1) 氏名 竜ヶ崎 一郎
 - (2) 住所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番地〇
 - (3) 連絡先 0297-〇〇-1234

様式第8号（第12条関係）

（市が作成する）

龍ヶ崎市指令 ○第 ○号

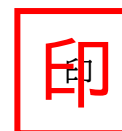
申請者 所在地 龍ヶ崎市○○町1丁目1番地
地域団体名 ○○自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付額確定通知書

○○年 ○月○○日付け龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業実績報告書及び提出された書類を審査した結果、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業に対する補助金の額を次のとおり確定したので、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

○○年 ○月○○日

龍ヶ崎市長



指令年月日	○○年 ○月 ○○日
指令番号	龍ヶ崎市指令 ○第 ○号
交付決定額	金 450,000 円
交付確定額	金 450,000 円

様式第9号（第13条関係）

（申請者が作成する）

〇〇年 〇月〇〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 所在地 龍ヶ崎市〇〇町1丁目1番地
地域団体名 〇〇自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎 印
電話番号 0297-〇〇-1234

龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付請求書

〇〇年 〇月〇〇日付け龍ヶ崎市指令 〇第 〇 号で額の確定を受けた補助金について、龍ヶ崎市防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

交付確定額	金 450,000 円			
交付請求額	金 450,000 円			
振込先	金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	区分	普通
	フリガナ	マルマルジ カイ カイヨウ リウガ 肆 仔ヨ		
	口座名義人	〇〇自治 会長 竜ヶ崎 一郎		

その他市長が必要であると認める書類

参考様式第8号

(※設置完了後、管理責任者の変更があれば提出してください。)

〇〇年 〇月〇〇日

防犯カメラ等管理責任者変更届

龍ヶ崎市長 様

地域団体名 〇〇自治会
代表者名 会長 竜ヶ崎 一郎

次のとおり、管理責任者 が変更になったのでお届けします。

旧	新
竜ヶ崎 一郎 連絡先 0297-00-1234	佐貫 二郎 連絡先 0297-00-5678

第4章 よくある質問・Q&A

Q 1	この制度の趣旨はどのようなものですか。
A 1	犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりをめざし、日頃から自主防犯活動をされている、またはこれから活動する地域団体に対して、その活動の補完措置として、新たに設置する防犯カメラ等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するというものです。
Q 2	補助対象者を教えてください。
A 2	個人での活動は対象としません。原則5人以上の集まりを対象とします。
Q 3	補助対象団体について具体的に教えてください。
A 3	住民自治組織として〇〇区、〇〇自治会、〇〇町内会など、その他に一定地域の住民により構成された団体として商店街振興組合、防犯協会、〇〇協議会などが該当します。
Q 4	自主防犯活動の実績とはどういうことですか。
A 4	パトロール等による防犯活動で、その活動が広く地域住民に認知されている活動を対象とします。
Q 5	補助の対象経費について教えてください。
A 5	新設又は増設の経費が対象となります。 防犯カメラ等の設置から稼働までの一切の費用を対象とします。専用柱の建柱のための基礎工事や稼働に伴うSDカードの購入にかかる費用も例外ではありません。
Q 6	その他市長が特に必要があると認める経費とはどのようなものですか。
A 6	例えば、SDカードに画像を記録するタイプの防犯カメラ等は、捜査機関等から画像の提供を求められた場合、防犯カメラ等からSDカードを抜き取ってPC等に画像を取り込む作業が必要になると思います。その間、録画ができない状態にならないよう予備のSDカードが必要と考えられることからその購入費等が当たります。その他、事前協議などの段階で補助対象となるか否か協議します。
Q 7	防犯カメラ等の設置を表示する表示板の大きさや表記方法など決まっていますか。

A 7	特に決まりはありません。しかし、表示板（看板）には、最低限、設置している『地域団体名』及び『防犯カメラ作動中』などと、防犯カメラ等を設置していることを明らかにする必要があります。 表示板を設置することで、地域住民や通行人、犯罪を企てている者に対して防犯カメラ等の設置が広く認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。
Q 8	リース契約は補助対象となりますか。
A 8	対象にはなりません
Q 9	屋内に設置する防犯カメラは補助対象になりますか。
A 9	屋内の防犯カメラは補助対象になりません。あくまでも地域の防犯のために屋外に設置する防犯カメラ等を対象としています。
Q 10	防犯カメラを4台購入しますが、屋外を撮影する防犯カメラが1台でもあれば、すべて補助対象になりますか。
A 10	屋外を撮影する1台のみが補助対象となります。 ※ただし、撮影区分の2分の1以上の面積が公道（不特定多数の車や人が通行する私道も含みます。）で、特定の個人や建物等を監視していると誤解されないよう注意が必要です。
Q 11	団体の予算がなく今年度は1台しか設置できません。来年度も申請できますか。
A 11	1つの地域団体当たり3台まで申請が可能ですので、残り2台まで申請できます。また、補助金の交付後、3年を経過した時には再度、申請が可能です。
Q 12	過去に取り付けたものは補助対象になりますか。
A 12	過去に取り付けたものは補助対象になりません。防犯カメラを取り付ける前に事前協議が必要ですのでご相談ください。
Q 13	申請をすれば必ず補助金が受けられますか。
A 13	この制度の趣旨は、前記したとおり自主防犯活動の補完ですので、申請内容を審査した結果、不交付となる場合もあります。 また、申請が多数あり年度予算を超えた場合にも補助が受けられません。
Q 14	防犯カメラ等の管理責任者と操作責任者の役割はなんですか。
A 14	管理責任者：設置した防犯カメラ等の画像データの管理や機器保全の責任者となります。 一時期、防犯カメラのライブ映像がネット上に流出し社会問題となりました。一度、ネット上に画像が流出すると回収は、ほぼ不可能ですしプライバシーの侵

	<p>害になりかねません。問題が発生しないよう画像データの管理は慎重を期さねばなりません。防犯カメラ設置運用に関して問題が発生した場合や苦情等があった場合には、速やかに、かつ、責任を持って対処し、適切な措置を講ずるようお願いいたします。</p> <p>操作責任者：設置した防犯カメラ等の画像の抽出など実質的な機器操作の責任者です。前記したとおり画像データの管理は慎重を期してください。</p>
Q15	画像の提供はどのような場合にしますのですか。
A15	原則的な画像の提供は、事件・事故の早期解決のために捜査機関（警察等など）からの照会があった際に提供することになります。
Q16	実績報告の中の市長が必要と認める書類で「情報提供同意書」はどのようなものですか。
A16	補助交付を受けた各団体設置の防犯カメラ等の設置場所・数・画像の保存期間・設置時期・管理責任者（住所・氏名・連絡先）を事前に竜ヶ崎警察署に通知することで、事件事故が発生した場合の対応がスムーズになるために提出の同意をお願いするものです。
Q17	防犯カメラ等を設置する際、どの業者を選んだら良いですか。業者を教えてください。
A17	<p>市が特定の業者をご紹介することはできませんが、次の連絡先をご紹介します。</p> <p>龍ヶ崎市電設業組合（事務局連絡先0297-62-4337）</p> <p>※工事費が適正であるかを確認するため、なるべく複数の業者から見積もりを取りましょう。</p>

第5章 補足事項

◎ 防犯カメラ等設置工事費用（料金）の目安

防犯カメラ等は、社会での認識やその必要性から需要が高まり、国内外のメーカーによって、高価で高性能なものから安価でも性能が良いもの、粗悪品なものまで多く出回っています。

正直、どのような防犯カメラ等を選べば良いのか分からず、頭を悩ますところではないかと思います。

この章では、そのような悩みを少しでも解消するために防犯カメラ等の設置工事費用（料金）の目安を掲載することにしました。

1 防犯カメラ等設置工事費の一般的な見積もりの内訳

- ① 防犯カメラ
- ② 録画機（ハードディスクレコーダー又はSDカード等）
- ③ モニター
- ④ 工事費用（配線工事費、カメラ取付工事費、機器設定費、出張、機材運搬費等の諸経費）

等によって構成されます。

2 防犯カメラ等設置工事費（料金）の目安

パターン1

集会所等の壁面に防犯カメラ2台を設置し、集会所内にハードディスクレコーダーを設置する場合

- ① 防犯カメラ2台
（有効画素数220万画素、赤外線LED機能付で夜間撮影可）
- ② ハードディスクレコーダー2TB（4チャンネル有、24時間連続で1ヶ月以上の録画、フルハイビジョン画質相当）
- ③ 21型液晶モニター
- ④ 工事費用

見積もり金額は、約30万円

パターン2

個人所有の土地や公園等に専用柱を建立し、同柱にSDカード内蔵の防犯カメラ1台を設置する場合

- ① SDカード内蔵の防犯カメラ1台
(有効画素数200万画素、赤外線LED機能付で夜間撮影可)
- ② 同上
(SDHCカード32GB)で画像保存、24時間連続で1週間程度の録画、アナログ画質相当)
- ③ モニターなし(所有しているパソコンを使用すると仮定)
- ④ 専用柱込みの工事費用



見積もり金額は、約23万円

※ なお、設置する場所やメーカー、防犯カメラの画素数、録画機の仕様、保証年数、保守プラン等によって金額が変わってきます。また、業者によっても差が出てくる場合がありますので、必ず複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。